

大台町議会基本条例の検証(平成30年度)による課題検討結果

大台町基本条例		検討課題	決定事項
第4条 (議会の活動原則)	○議会は、多様な討議を展開するため必要に応じ委員外議員を含めた委員会活動の充実強化を図る。	予算・決算については、予算決算常任委員会を設置して、十分審議すべきでないか。	来年度から対応できるように、今年中に検討し必要な準備(例規の整備や予算措置等)を行う。
	○議会は、ホームページを利用して、会議の日時、議案等を事前に公表する。	会議日程の公表をもっと早くする。	議会運営委員会を開会日の1週間前までに開催する。
第5条 (議員の活動原則)	○議員は、議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじる。	自由討議の場を設けることが必要。	自由討議を行うためのルールづくりや、規則の見直しを検討する。
第6条 (町民参加及び町民との連携)	○議会は、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的及び政策的識見等を議会の討議に反映させる。	現状では制度が活用されていない。	活用方法について検討する。
	○議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告と意見聴取会を1年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。	開催時期や開催内容について見直しが必要。必ず年に1回は開催する。	開催要領の見直しを行う。開催中止にならないように、予備日を設定する。
第8条 (町長による政策形成過程等の説明)	○町長は、議会に政策等(計画、事業、税・料金改正等)を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を提出するよう努める。 (1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ (5) 関係ある法令、条例等 (6) 政策等の実施に関わる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算 (8) 税・料金等の改正における町民への影響	整理された状態で提出されていないため要請していく必要がある。	執行部へ資料の提出について、再度要請する。
	○議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う。	政策形成過程の資料の提出を求める。	同上
第9条 (予算及び決算における政策説明資料の作成と質疑の原則通告制)	○町長は、予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別及び事業別の政策説明資料を提出するよう努める。	政策説明資料を提出するよう要請が必要。	同上
	○町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める。	評価システムの導入を促す必要がある。	同上
第13条 (議員研修の充実強化)	○議会は、議員の政策形成、立案能力等の向上を図るため議員研修を実施する。	研修内容や回数について見直す必要がある。	研修内容について事前に協議する。
第19条 (見直し手続)	○議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の内容について議会運営委員会及び全員協議会において検討する。	任期開始後すぐに見直すのは難しい。	条例改正を行う。 (3月議会までに準備を行う)